

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第21回（R2.11.18）	資料4

# 障害児通所支援に係る報酬・基準について 論点等

# 1 . 児童発達支援

# 第16回報酬改定検討チーム(R2.10.5)の議論における主なご意見について

【児童発達支援】

第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チームで  
頂いたご意見を事務局において整理したもの

## < 児童発達支援における基本報酬の見直し >

児童発達支援センターは、地域の中核的な支援機関として、専門的な知識・技術に基づく支援を行うという重要な役割を担っている。センター機能を持つ事業所については、報酬単価を上げて算入を促して、力を発揮してもらいたい。

定員10名以下の小規模な児童発達支援について、特に重症心身障害児を支援しているような場合などを除いて、平均収支差率に基づき、引下げを視野に入れた適正な単価設定を検討してもよいのではないかと。

児童発達支援センターの重要性に鑑みて、更なる対応が必要ではないかと。

## < 児童の特性に応じた加算の創設 >

ケアニーズの高い障害児の判定について、区分認定の審査会などで客観性を持った判定を得る必要があるのではないかと。

# 児童発達支援に係る報酬・基準について

## 児童発達支援に係る論点

論点 児童発達支援の基本報酬等の見直し

# 【論点】 児童発達支援における基本報酬等の見直し

## 現状・課題

児童発達支援センターは、地域の中核的な支援機関として、専門的な知識・技術に基づく支援を行う役割がある。

令和元年度に行われた財務省の予算執行調査では、児童発達支援について以下のことが指摘された。

- ・ 児童発達支援センターと比較して、その他の事業所は、平均収支差率が著しく高いこと  
( 児童発達支援センター 0.1%、 その他の事業所 19.2% )
- ・ 利用定員規模別にみると、定員10人以下の事業所は、11人以上の事業所と比較して平均収支差率が著しく高いこと  
( 10人以下 24.0%、 11~20人以下 5.7%、 21人以上 26.0% )  
また、定員21人以上のその他の事業所については、平均収支差率が著しく低くなっている。

なお、財務省の予算執行調査については、平成29年度決算における収支であることに留意が必要。

基本報酬について、適用される定員区分を超えて、1つ上の定員規模の区分に移った場合の報酬単価の下がり幅が大きいとの声がある。

また、児童発達支援に関しては、センター・センター以外の事業所ともに、「児童指導員等加配加算( )」として1名分の加配が算定可能であることに加え、センター以外の事業所のみ、「児童指導員等加配加算( )」により2人目の加配が算定可能。これについては、ベースの人員配置基準の違いを勘案してもなお、センター・センター以外の事業所の期待役割を考えるとアンバランスとの指摘がある。

児童発達支援と共通の加算のある放課後等デイサービスについては、財務省の令和2年度予算執行調査において、児童指導員等加配加算について、加配に必要なコストを適正に反映できていない可能性があることが指摘された(P25参照)。

## 現状・課題(続き)

聴覚障害児が利用する場合に適切な発達支援ができるよう体制を整えた場合、報酬上評価されていないとの指摘がある。難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトの報告書においても、言語聴覚士等の活用について評価するなど次期障害福祉サービス等報酬改定における検討が求められている。

さらに、令和2年障害福祉サービス等経営実態調査(令和元年度決算)の特別集計では、児童発達支援の収支差は以下のとおりとなっている。

- (1) 児童発達支援全体 + 1.2% (平成29年経営実態調査(平成28年度決算) + 4.8%)
  - ・児童発達支援センター + 1.7%
  - ・その他の児童発達支援 + 0.9%
- (2) その他の事業所の定員規模別の内訳  
(10人以下 + 3.7%、 11~20人以下 12.6%、 21人以上 28.9%)

## 論 点

「児童指導員等加配加算」について、センター・センター以外の事業所のアンバランスをどう考えるか。  
また、ケアニーズの高い児童に対する支援について、加算で評価する方向であることとのバランスをどう考えるか。

専門的なケアを要する児童を受け入れて、専門的な支援をしている事業所を評価することについて、どう考えるか。

聴覚障害児を支援する人員を評価することについて、どう考えるか。

基本報酬の定員区分が変わることによる差が大きくなることについて、どう考えるか。



## 検討の方向性

これらを踏まえ、別紙のような報酬体系とすることについて、具体的に検討してはどうか。

児童指導員等加配加算( )について、放課後等デイサービスにおける対応と合わせて報酬額の見直しを検討してはどうか。その際、対象資格に、手話通訳士・手話通訳者を追加してはどうか。

児童指導員等加配加算( )を廃止した上で、以下の加算を行ってはどうか。

・著しく重度および行動上の課題のあるケアニーズの高い児童への支援に対する加算(要支援児加算(仮称))

(注)就学児は指標該当児の判定要件を用いるが、未就学児については5領域11項目の調査項目を用いてはどうか。

・要保護・要支援児童への支援に対する加算(要保護加算(仮称))

・専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師等)を加配した場合の加算(専門的支援加算(仮称))

(注)専門職による支援が必要な児童がいる場合で、専門職を常勤で配置している場合に加算してはどうか。

放課後等デイサービスと同様に、児童発達支援の従業者の基準について、専門性及び質の向上に向けて、一定期間の経過措置を設けた上で、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみを引き上げてはどうか。

その上で、令和2年障害福祉サービス等経営実態調査の定員規模別の平均収支差率等の結果を踏まえて、基本報酬の見直しを検討してはどうか。

# (別紙) 児童発達支援センターの報酬体系見直しイメージ(案)

現行

改定案

⋯⋯ は対象児童等により増減

加算	1.専門職 46単位 2.児童指導員等 34単位 3.その他 20単位	児童指導員等加配加算
	(基本報酬) 929 単位	総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上
基準人員		児童発達支援管理責任者
		管理者

加算	P 専門的支援加算(仮称)	
	P 要支援児加算	
	P 要支援児加算	
	P 要支援児加算	
基準人員	P 要保護加算	
	P 要保護加算	
	P 要保護加算	
	P 要保護加算	
基準人員	P (基本報酬)	総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上 (新) 保育士・児童指導員半数以上
		児童発達支援管理責任者
		管理者

単位数は障害児(難聴児、重症心身障害児に対し支援を行う場合を除く)に支援する場合の定員 41人以上50人以下の場合を記載  
上記図の高さは単位数とは一致しない

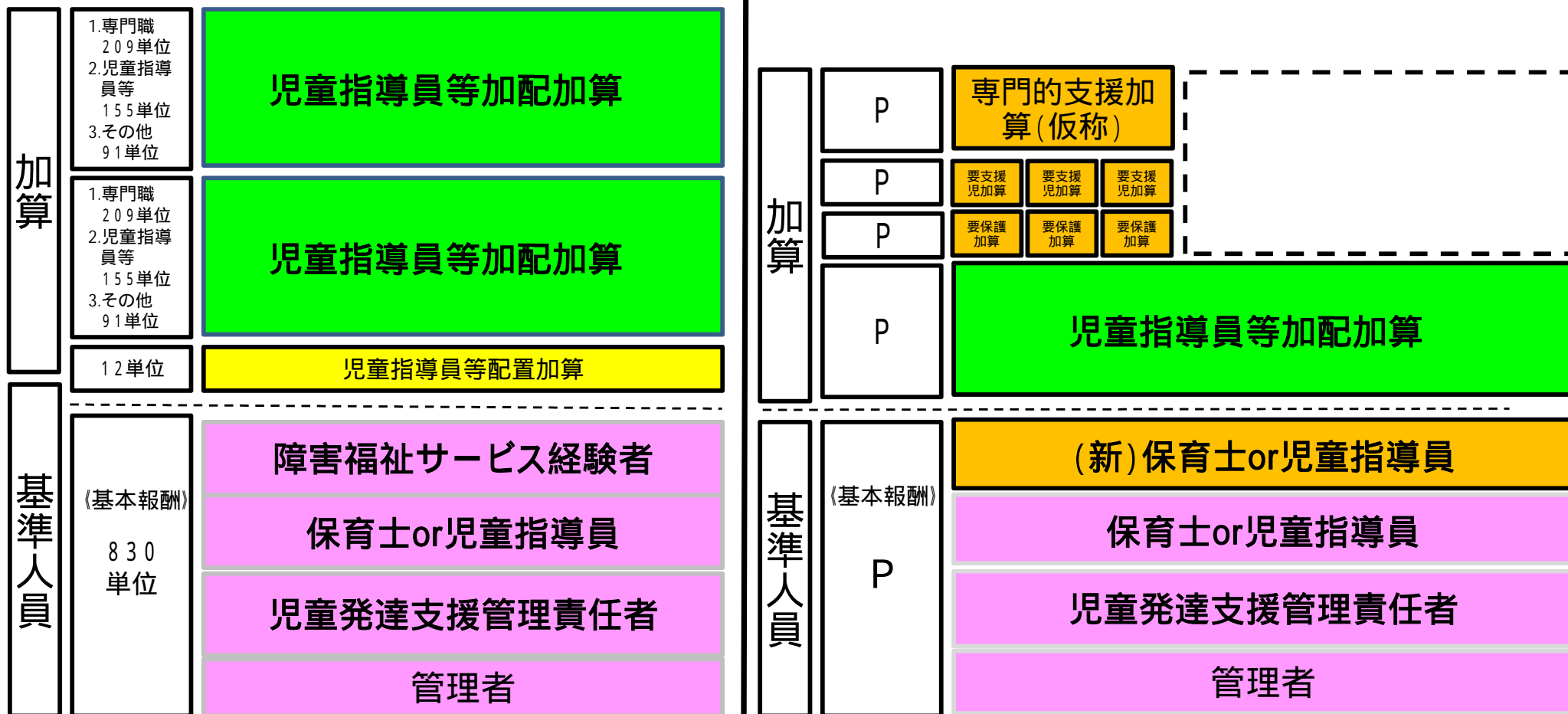


# その他の児童発達支援の報酬体系見直しイメージ(案)

現行

改定案

は対象児童等により増減



単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載  
上記図の高さは単位数とは一致しない

# 令和2年障害福祉サービス等経営実態調査結果の概要(各サービスの収支差率)

サービスの種類	平成29年 実態調査	令和2年調査 実態調査		サービスの種類	平成29年 実態調査	令和2年調査 実態調査	
	平成28年度 決算	令和元年度 決算	対28年度 増減		平成28年度 決算	令和元年度 決算	対28年度 増減
訪問系サービス				相談系サービス			
居宅介護	5.9%	5.3%	0.6%	自立生活援助		2.7%	
重度訪問介護	7.9%	5.9%	2.0%	計画相談支援	1.0%	0.5%	0.5%
同行援護	5.3%	5.1%	0.2%	地域移行支援	4.2%	3.0%	1.2%
行動援護	6.5%	4.0%	2.5%	地域定着支援	1.7%	5.2%	3.5%
日中活動系サービス				障害児相談支援	0.5%	1.5%	2.0%
短期入所	3.8%	4.0%	0.2%	障害児通所・訪問サービス			
療養介護	3.3%	1.6%	1.7%	児童発達支援	4.8%	1.2%	3.6%
生活介護	5.3%	8.9%	3.6%	医療型児童発達支援	0.0%	1.3%	1.3%
施設系・居住系サービス				放課後等デイサービス	10.9%	10.7%	0.2%
施設入所支援	4.8%	6.3%	1.5%	居宅訪問型児童発達支援		0.3%	
共同生活援助 (介護サービス包括型)	9.2%	7.3%	1.9%	保育所等訪問支援	0.4%	0.5%	0.9%
共同生活援助 (日中サービス支援型)		11.5%		障害児入所サービス			
共同生活援助 (外部サービス利用型)	6.8%	6.3%	0.5%	福祉型障害児入所施設	0.0%	0.2%	0.2%
訓練系・就労系サービス				医療型障害児入所施設	2.2%	1.9%	0.3%
自立訓練(機能訓練)	2.1%	1.3%	0.8%	全サービス平均(参考)			
自立訓練(生活訓練)	9.2%	6.4%	2.8%	全体	5.9%	5.0%	0.9%
就労移行支援	9.5%	5.5%	4.0%				
就労継続支援A型	14.2%	4.2%	10.0%				
就労継続支援B型	12.8%	6.0%	6.8%				
就労定着支援		2.9%					

収支差率 = (障害福祉サービス等の収益額 - 障害福祉サービス等の費用額) / 障害福祉サービス等の収益額

- ・ 障害福祉サービス等の収益額は、障害福祉サービス等事業収益、借入金利息補助金収益及び本部からの繰入の合計額
- ・ 障害福祉サービス等の費用額は、障害福祉サービス等事業費用、借入金利息及び本部への繰入の合計額

注1：サービスの種類に「 」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため参考数値として公表している。

注2：重度障害者等包括支援については、有効回答数が極めて少ないため公表の対象外としている。

# 障害福祉サービス等経営実態調査等における児童発達支援に関する収支差率の比較(特別集計結果)

## 1. 児童発達支援(類型別)の1施設・事業所当たりの収支差率

	平成30年度報酬改定後		平成30年度報酬改定前		財務省予算執行調査 (平成29年度決算)
	令和2年経営実態調査 (令和元年度決算)	令和元年経営概況調査 (平成30年度決算)	令和元年経営概況調査 (平成29年度決算)	平成29年経営実態調査 (平成28年度決算)	
児童発達支援センター (客体数)	+ 1.7% (85か所)	+ 1.7% (166か所)	+ 0.2% (142か所)	2.1% (67か所)	+ 0.1% (407か所)
その他の児童発達支援 (客体数)	+ 0.9% (277か所)	0.7% (124か所)	+ 7.2% (88か所)	+ 8.7% (335か所)	+ 19.2% (2,375か所)

## 2. その他の児童発達支援(利用定員規模別)の1施設・事業所当たりの収支差率

	平成30年度報酬改定後		平成30年度報酬改定前		財務省予算執行調査 (平成29年度決算)
	令和2年経営実態調査 (令和元年度決算)	令和元年経営概況調査 (平成30年度決算)	令和元年経営概況調査 (平成29年度決算)	平成29年経営実態調査 (平成28年度決算)	
10人以下 (客体数)	+ 3.7% (241か所)	0.5% (103か所)	+ 7.0% (71か所)	+ 10.4% (275か所)	+ 24.0% (2,026か所)
11人以上20人以下 (客体数)	12.6% (19か所)	10.1% (15か所)	+ 14.2% (12か所)	+ 4.2% (44か所)	+ 5.7% (182か所)
21人以上 (客体数)	28.9% (8か所)	26.9% (4か所)	50.2% (3か所)	0.5% (8か所)	26.0% (78か所)

客体数が極端に少ない項目があることに留意が必要。

## 3. 児童発達支援(類型別・児童指導員等加配加算の有無別)の1施設・事業所当たりの収支差率

令和2年経営実態調査(令和元年度決算)			
児童発達支援センター		その他の児童発達支援	
加算有	加算無	加算有	加算無
+ 6.6% (58か所)	9.7% (27か所)	+ 1.5% (236か所)	3.3% (51か所)

下段( )書きは客体数。

その他の児童発達支援の加算有には児童指導員等加配加算( )と( )を含む。

総括調査票

調査事業名	(20) 障害福祉サービス等報酬			調査対象 予算額	平成30年度：231,972百万円の内数 (参考 令和元年度：280,993百万円の内数)		
省庁名	厚生労働省	会計	一般会計	項	障害保健福祉費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省			目	障害児入所給付費等負担金	取りまとめ財務局	-

調査事業の概要

【事業の概要】

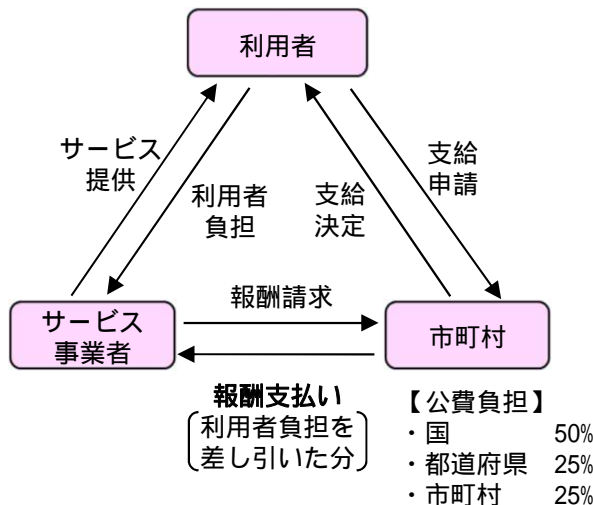
障害福祉サービス等報酬とは、障害者や障害児に福祉サービスを提供する事業者、その対価として公費から支払われる給付費である。サービスの種類によって、提供に係る人件費や物件費といった費用が異なることを踏まえ、サービスの種類ごとに報酬単価が定められている。

障害福祉サービス等のうち、児童発達支援は、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものである(例：着替え、排せつ、部屋の片付け等)。

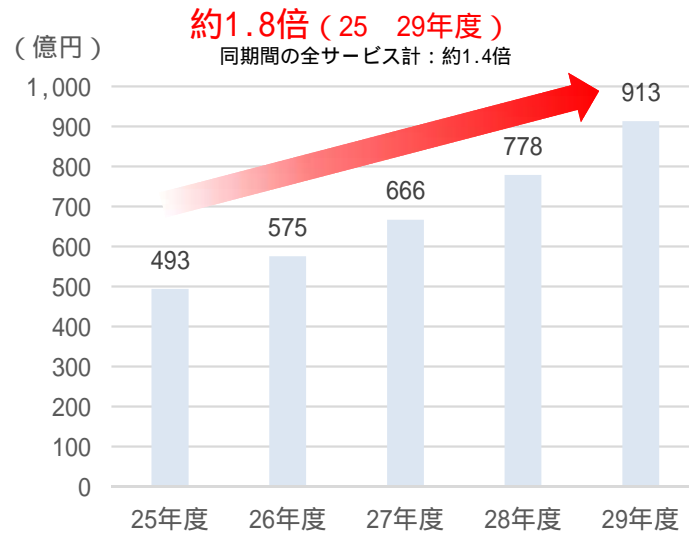
障害福祉サービス等に係る給付費は、全体として近年増加してきているが、児童発達支援について見ると、その伸びは著しく、総費用額の伸び率は、障害福祉サービス等の全サービス平均の総費用額の伸び率を上回っている。また、事業所数の伸び率も、全サービス平均の事業所数の伸び率を上回っている。

厚生労働省の「平成29年障害福祉サービス等経営実態調査」(以下「平成29年経営実態調査」)によれば、児童発達支援事業所の平均収支差率( (収入-支出)/収入 )は4.8%であり、全サービスの平均収支差率5.9%を下回っている。一方、多くの事業所が参入している中、事業所の類型や利用定員に応じた収支の実態を検証し、今後の適切な報酬設定につなげていくことが重要と考えられる。

障害福祉サービス等報酬の支払いの基本的な流れ



児童発達支援の総費用額



(出所) 国保連データから作成

児童発達支援の事業所数



(出所) 国保連データから作成 (各年度3月の事業所数)

# 財務省 令和元年度予算執行調査(児童発達支援)の調査結果

第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(R2.10.5) 資料1(抜粋)

## 総括調査票

調査事案名 (20) 障害福祉サービス等報酬

### 調査の視点

#### 1. 事業所類型別の報酬設定

児童発達支援事業所には、以下の2タイプがあり、それぞれ異なる報酬単位が定められている。

**児童発達支援センター**  
(以下「センター」)

: 児童発達支援に加え、地域の中核的な施設として、関連するサービスも提供

**センター以外の事業所**  
(以下「その他事業所」)

: 児童発達支援のみを提供

センターとその他事業所の収支状況を把握するため、全事業所を対象に、調査を行った。

#### 2. 利用定員別の報酬設定

児童発達支援事業所は、利用定員の規模に応じて報酬単位が定められている。

その他事業所の利用定員別の収支状況を把握するため、全事業所を対象に、調査を行った。

#### 【調査対象】

平成30年4月1日時点で児童発達支援の指定を受けている事業所(平成31年4月1日時点で、当該サービスを休止・廃止している事業所は除く。)

調査対象数 6,950件

回答数 4,471件

回答率 64.3%

### 調査結果及びその分析

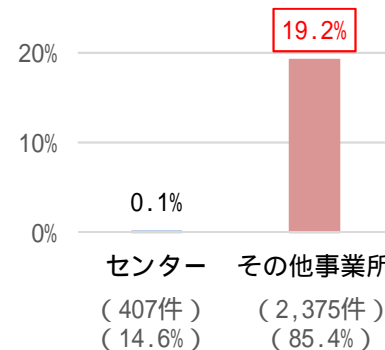
#### 1. 事業所類型別の報酬設定

- その他事業所については、センターとの人員基準等の差を踏まえ、相対的に低い報酬が設定されている。【表】
- 一方、調査の結果、その他事業所は、センターと比較して平均収支差率が著しく高いことが確認された。報酬は収入の大宗(両者とも8割程度)を占めており、現行の報酬が、事業所の類型により異なるコストをきめ細かく反映できていない可能性がある。【図1】

【表】センターとその他事業所の比較(概要)

	センター	その他事業所
人員配置	児童指導員及び保育士 4:1以上	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
	児童指導員 1人以上 保育士 1人以上 等	うち半数以上は、児童指導員又は保育士 等
	基本報酬 774~1,081単位 (難聴児・重症心身障害児以外の場合)	433~827単位 (重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所)の場合) 等

【図1】平均収支差率(平成29年度) 1



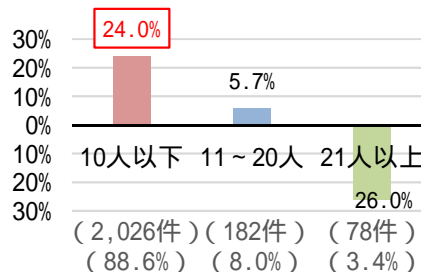
#### 2. 利用定員別の報酬設定

- その他事業所のうち、利用定員10人以下の事業所の報酬は、11人以上の報酬と比較して高く設定されている。【図2】
- 調査の結果、利用定員10人以下の事業所は、11人以上の事業所と比較して平均収支差率が著しく高いことが確認された。報酬は収入の大宗(いずれも7~8割程度)を占めており、現行の報酬が、利用定員により異なるコストをきめ細かく反映できていない可能性がある。【図3】

【図2】その他事業所の利用定員別報酬単位(利用者1人1日当たりの基本報酬) 2



【図3】平均収支差率(平成29年度) 1



1 【図1】【図3】の件数・割合は、調査の回答件数と、回答件数全体に占める割合。  
2 重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所)の場合の報酬単位。

### 今後の改善点・検討の方向性

#### 1. 事業所類型別の報酬設定

その他事業所の収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率(5.9%(平成29年経営実態調査))を大きく上回っている可能性がある(注)ことも踏まえ、次期報酬改定において、その他事業所の報酬について、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図る余地がある。

(注)平成29年経営実態調査と今回の調査結果は、質問項目の相違により、「収入」「支出」の範囲が異なりうるため、収支差率の単純な比較はできない点に留意する必要がある。

#### 2. 利用定員別の報酬設定

1. で述べた、その他事業所の報酬の適正化に当たっては、特に定員規模10名以下の事業所の報酬について、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう精査すべきである。



# 指標該当児判定要件

指標該当児は、下記 と のいずれかに該当する障害児をいう。

「食事」「排せつ」「入浴」「移動」のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児  
 区分別表におけるスコアが13点以上の障害児

項目	0点			1点		2点	
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の者	会話以外の方法	独自の方法	コミュニケーションできない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
異食行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
不安定な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
自らを傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
他人を傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
不適切な行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
突発的な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
過食・反すう等	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
てんかん	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	
そううつ状態	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
反復的行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
対人面の不安緊張、集団への不適応	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
読み書き	支援が不要			部分的な支援が必要		全面的な支援が必要	

## 調査項目(5領域11項目)

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
	行動障害 および精神症状	・ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要  ・週に1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。  調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。  (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。

「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」(平成24年3月30日障発0330第14号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 別表

## 2 . 放課後等デイサービス



# 第16回報酬改定検討チーム(R2.10.5)の議論における主なご意見について

【放課後等デイサービス】

第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チームで  
頂いたご意見を事務局において整理したもの

<放課後等デイサービスの体系（基準と報酬区分）の見直し>

家庭や社会が大きく変わってきている中で、放課後等デイサービスの伸びを見ていく必要があり、制度設立当初の役割や期待されていることが変わってきているのではないかと。

放課後等デイサービスのこの伸びは社会的に受け入れられないのではないかと。ニーズがあって、それに対する支援が良い支援で有効なものであるのであれば総量規制をせずに増やして行けばよいが、本当にそうなのかチェックしていく必要がある。作れば新しいニーズを掘り起こすという面がある。

学習塾や放課後児童クラブが担うべきことを、放課後等デイサービスで行われている場合もある。放課後等デイサービスがやるべきことをもう一度見直して構築する時期に来ているのではないかと。

放課後等デイサービスの基本報酬（区分1と区分2の別）については、現実に即したものを導入してもらいたい。

区分1と区分2を分ける指標該当の判定について、市町村によってバラツキがあり、客観性を担保することは困難。なんらかの形で区分を存続させるのであれば、区分認定審査会で判断するなど客観性が担保される方法など改善策を検討するべきではないかと。

区分1について50%以上という要件は厳しいので、30%などの段階を作ってもいいのではないかと。

指標該当児の判定項目に、医療的ケアに関する項目を入れるべきではないかと。

### < 放課後等デイサービスの対象拡大 >

中学卒業後に多様な道を選ぶ障害児が増えている中で、今後使えるサービスを検討していく必要がある。放課後等デイサービスには、学校と連動した支援の実施が求められる前提がある点からも、制度のあり方自体の議論を行った上で対象拡大を検討したほうがよいのではないかと考える。

放課後等デイサービスの対象拡大について、専修学校などの児童を排除することは余りいいことではない。学校と放課後等デイサービスの事業所がしっかりと連携することを条件に、専修学校なども対象に含めるべきではないかと考える。

放課後等デイサービスは何を行う場所であるのかという方向性が、社会情勢も含めて変わってきている。保護者のレスパイトや一時預かりということがメインになるような傾向がある。そもそも放課後等デイサービスとはどういうものなのかを改めて議論しないと、対象者の拡大にも影響してくるので整理が必要ではないかと考える。

放課後等デイサービスは、余りにも多様化している中で、できた当初の目的に沿おうとして、いろんな矛盾が生じているのではないかと考える。その象徴的な論点として、各種学校等に通っている方たちの受け入れということがあっているのではないかと考える。そのニーズがあるという場合に、何らかのサービスを提供しなければいけないと思うが、できた当初にその事業が想定していた範囲を超えるようなサービスを求められる場合がある。学校との連携について多く指摘がされているが、そういうことが果たされ、十分な効果が得られるのか、慎重な議論が必要なのではないかと考える。

障害児を受け入れている専修学校、各種学校に幾つかヒアリング等を行って、どのような連携が障害児の方の自立につながるか、つまり、専修学校、各種学校に放課後等デイサービスのニーズがあるのかどうか。学校側の意見も聞いて、慎重な検討の参考にするとよいのではないかと考える。

<放課後等デイサービスの提供時間等に合わせた報酬単価の設定>

たとえ30分でも子どもの様子を見ながらのアドバイスで命が救われることもある。一概に支援時間の長さだけでははかれない場合もあり、しっかりと検討する必要があるのではないか。

30分未満の支援をしている事業所は、そこから私的契約で学習塾などにつなげているという話もあり、制度の伸びの実態を把握すべきではないか。

療育の必要性の有無を確認するため、療育時間や内容についてサービス利用計画に明記させることなど検討すべきではないか。

何らかの形で時間の長さに応じた報酬とする方が合理的ではないか。30分以内でも非常に意味のある時間になっているのであれば、それを説明する文書を提出させ、審査することを条件に入れるべきではないか。

報酬の単位数を更に細分化して評価したときに、コロナ禍で事業所も大変な中で、事務的な負担も含めて疲弊してしまうのではないか。サービスの質の向上を慎重に議論する必要があるのではないか。

<放課後等デイサービスの送迎加算>

障害児が自力で事業所に通所すること近隣の住民の方等の理解を得ながら、見守りをして支えている事業所の取組を評価することができないか。

送迎時の人数制限や強度行動障害児を送迎する際に支援者が同乗することを前提に加算の上乗せ等を検討してもよいのではないか。

<児童の特性に応じた加算の創設>

ケアニーズの高い障害児の判定について、区分認定の審査会などで客観性を持った判定を得る必要があるのではないか。

# 放課後等デイサービスに係る報酬・基準について

## 放課後等デイサービスに係る論点

- 論点1 放課後等デイサービスの報酬体系の見直し
- 論点2 放課後等デイサービスの対象拡大
- 論点3 放課後等デイサービスの提供時間等に合わせた報酬単価の設定

# 【論点1】 放課後等デイサービスの体系(基準と報酬区分)の見直し

## 現状・課題

放課後等デイサービスの基本報酬は、平成30年度報酬改定において、受け入れる障害児の状態及び割合に応じて事業所を区分1・区分2に分け、さらにこれらとは別に、重症心身障害児を受け入れる場合に適用する基本報酬を設定した。

その上で、それぞれに対して、サービス提供時間に応じた区分(3時間以上、3時間未満)、学校休業日の報酬を算定している。

・区分1 : 以下のいずれかの障害児の割合が50%以上の事業所

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする者

指標該当児の判定項目(P9)の合計が13点以上の者

・区分2 : 区分1以外の事業所

事業所ごとの区分になっているため、区分2の事業所については、障害が重い児童を受け入れた場合や障害が軽度であっても行動障害を持つなど対応が困難な児童を受け入れた場合でも、50%以上に達しない限り、基本報酬上評価されない。

また、支援の結果として子どもが発達するほど、指標該当児に適合しなくなり事業所の区分・報酬が下がりかねないという矛盾があるという指摘もある。

さらに、市町村により指標該当児の判定に差があり公平性に欠けるという指摘もある。

令和元年障害福祉サービス等経営概況調査結果では、平成30年度決算における収支差率は11%となっている。一方、質のバラツキが大きいという指摘もある。

また、聴覚障害児が利用する場合に適切な発達支援ができるよう体制を整えた場合、報酬上評価されていないとの指摘がある。難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトの報告書においても、言語聴覚士等の活用について評価するなど次期障害福祉サービス等報酬改定における検討が求められている。

## 現状・課題(続き)

令和2年度に実施された財務省の予算執行調査(令和2年10月公表)では、放課後等デイサービスについて以下のことが指摘された。(平成30年度決算を対象)

### < 区分別の平均収支差率 >

- ・区分1・区分2の事業所については、主として重症心身障害児を対象とする事業所と比較して、平均収支差率が高くなっており、特に区分1の平均収支差率については著しく高いことが確認された。このことより、現行の基本報酬が利用者の状態の違いによるコストの差をきめ細かく反映できていない可能性がある。(主として重症心身障害児を対象 +3.9%、区分1 +13.9%、区分2 +8.4%)

### < 児童指導員等加配加算の取得状況別の平均収支差率 >

- ・児童指導員等加配加算を取得している事業所については、当該加算を取得していない事業所と比べて平均収支差率が高く、特に、区分1の事業所において加算及び加算の両方を取得している場合の平均収支差率が著しく高くなっていることが確認された。また、当該加算による報酬は、放課後等デイサービス事業所全体の報酬額の約16.8%( )を占めていることから、加配に必要なコストを適正に反映できていない可能性がある。
  - ・主として重症心身障害児を対象 加算 +18.4%、加算無 +1.3%
  - ・区分1 加算 + +19.7%、加算 +13.2%、加算無 3.4%
  - ・区分2 加算 +9.5%、加算無 +5.2%

国民健康保険団体連合会への請求情報より算出(令和元年12月サービス提供分)

また、令和2年障害福祉サービス等経営実態調査(令和元年度決算)では、放課後等デイサービスの収支差率は+10.7%(平成29年経営実態調査(平成28年度決算)+10.9%)となっている。

### < 特別集計結果 >

- ・区分1 +14.4%、区分2 +10.2%
- ・区分1 加算有 +14.7%、加算無 +1.8%
- ・区分2 加算有 +11.8%、加算無 16.0%



## 論 点

支援の必要性が適切に評価される報酬の在り方についてどのように考えるのか。

主として重症心身障害児を対象とする事業所と比較して、区分1・区分2の事業所の収支差率が高い(特に区分1)という指摘について、どのように考えるか。

児童指導員等加配加算について、加配に必要なコストを適正に反映できていない可能性があるという指摘について、どのように考えるか。

聴覚障害児を支援する人員を評価することについて、どう考えるか。

また、専門的なケアを要する児童を受け入れて、専門的な支援をしている事業所を評価することについて、どう考えるか。

## 検討の方向性

○ 現在の事業所ごとの区分1・2の体系を廃止し、共通的な基本報酬を土台に、ケアニーズの高い障害児を受け入れた際の加算を充実させ、更に支援に必要な人員配置について加算で評価していく方向としてはどうか。

また、定員区分ごとの報酬単価について、経営実態調査の結果を踏まえつつ、見直しを検討してはどうか。

放課後等デイサービスの従業者の基準について、専門性及び質の向上に向けて、一定期間の経過措置を設けた上で、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみを引き上げてはどうか。

上記の報酬改定における対応と併せ、質の向上を図るためのガイドラインの改定や、総量規制に実効性を持たせるための方策について実施状況等を把握したうえで、研究を進めることも検討。



## 検討の方向性(続き)

これらを踏まえ、別紙のような報酬体系とすることについて、具体的に検討してはどうか。

児童指導員等加配加算を取得している事業所について、収支差率が特に高くなっていることを踏まえて、児童指導員等加配加算( )について、報酬額の見直しを検討してはどうか。

その際、対象資格に、手話通訳士・手話通訳者を追加してはどうか。

児童指導員等加配加算( )を廃止した上で、以下の加算を行ってはどうか。

- ・著しく重度および行動上の課題のあるケアニーズの高い児童への支援に対する加算(要支援児加算(仮称))
- ・要保護・要支援児童への支援に対する加算(要保護加算(仮称))
- ・専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師等)を加配した場合の加算(専門的支援加算(仮称))

(注)専門職による支援が必要な児童がいる場合で、専門職を常勤で配置している場合に加算してはどうか。

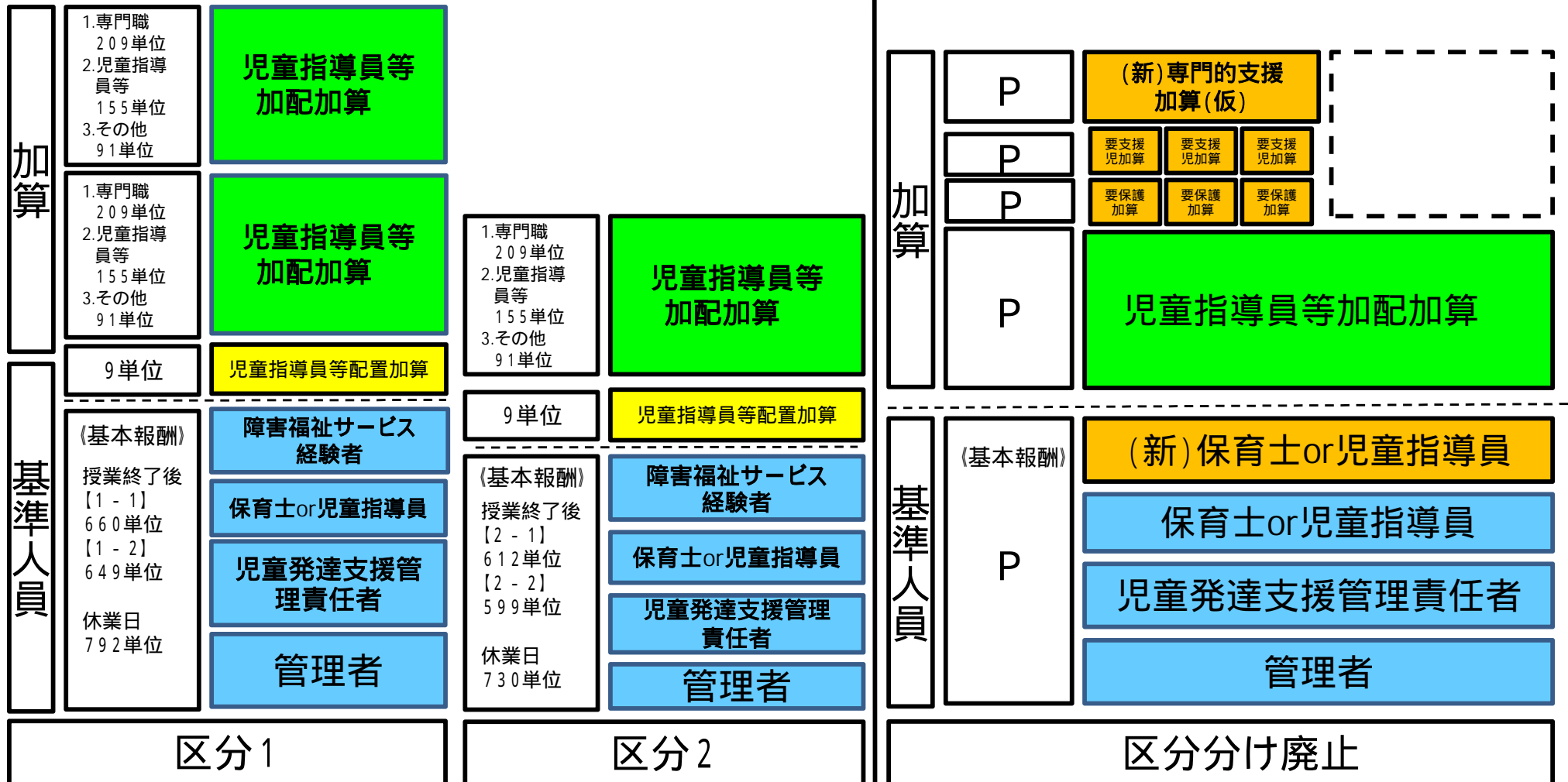
その際に、財務省の令和2年度予算執行調査及び令和2年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を踏まえて、基本報酬の見直しを検討してはどうか。



現行

改定案

は対象児童等により増減



単位数は障害児(重症心身障害児を除く)に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載

上記図の高さは単位数とは一致しない

総括調査票

調査事案名	(21) 障害福祉サービス等報酬		調査対象 予算額	平成30年度：231,972百万円の内数 (参考 令和2年度：341,995百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	項	障害保健福祉費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省			一般会計	障害児入所給付費等負担金	取りまとめ財務局

①調査事案の概要

【事案の概要】

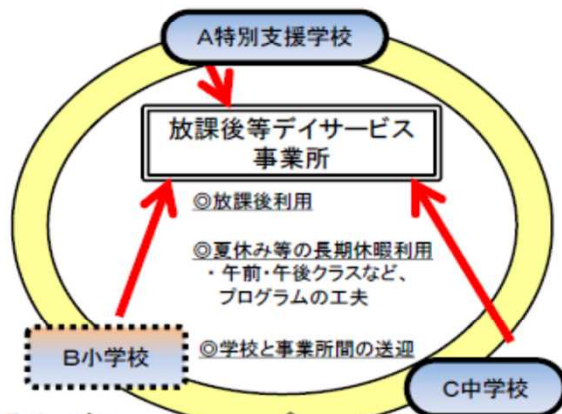
障害福祉サービス等報酬とは、障害者や障害児に福祉サービスを提供する事業者により、その対価として支払われるサービス費用である。サービスの種類によって、提供に係る人件費や物件費といった費用が異なることを踏まえ、サービスの種類ごとに基本報酬単価が定められており、各事業所のサービス提供体制等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

障害福祉サービス等のうち、放課後等デイサービスは、学校に就学中の障害児に対して、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進するものである。

障害福祉サービス等に係る総費用額や事業所数は、全体として近年増加してきているが、放課後等デイサービスについて見るとその伸びは著しく、伸び率は、障害福祉サービス等全体の総費用額・事業所数の伸び率を大きく上回っている。なお、令和元年度における放課後等デイサービスの総費用額は、障害福祉サービス等全体の総費用額の12.1%を占め、事業所数については全体の13.3%を占めている。

厚生労働省の「令和元年障害福祉サービス等経営概況調査」(以下、「令和元年経営概況調査」という。)によれば、放課後等デイサービス事業所の平均収支差率(収入-支出)/収入)は11.0%であり、障害福祉サービス等全体の平均収支差率3.9%を大きく上回っていることから、利用者の状態に応じた収支の実態等を検証する。

放課後等デイサービスの事業概要

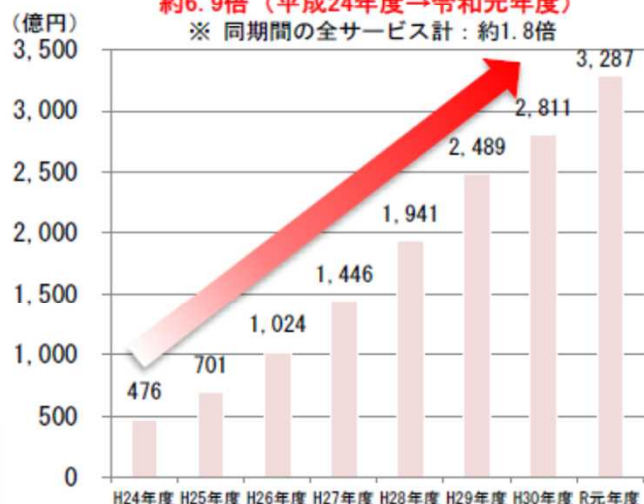


○提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
  - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
  - ②創作的活動、作業活動
  - ③地域交流の機会の提供
  - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスとのサービスの一貫性)

放課後等デイサービスの総費用額

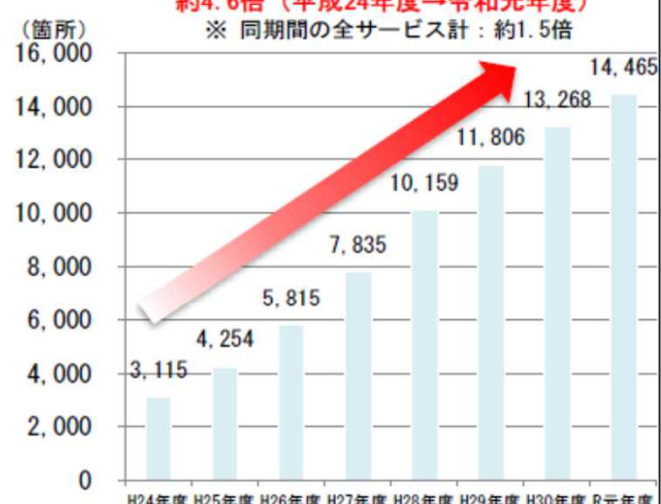
約6.9倍(平成24年度→令和元年度)  
※ 同期間の全サービス計：約1.8倍



(参照) 国民健康保険団体連合会への請求情報

放課後等デイサービスの事業所数

約4.6倍(平成24年度→令和元年度)  
※ 同期間の全サービス計：約1.5倍



(参照) 国民健康保険団体連合会への請求情報  
(各年度3月の事業所数)



総括調査票

調査事業名 (21) 障害福祉サービス等報酬

②調査の視点

1. 利用者状態別の経営状況

放課後等デイサービス事業所は、利用者の状態に応じて以下のとおり区分され、それぞれ異なる報酬単位が定められていることから、区分別の経営状況に関する調査を行った。

- ①主として重症心身障害児を対象とする事業所
- ②区分1  
指標該当障害児(特に支援を要する障害児)が、前年度利用者数の50%以上の事業所
- ③区分2  
①、②以外の事業所

③調査結果及びその分析

1. 利用者状態別の経営状況

(1) 利用者状態別の報酬設定  
区分1・区分2の事業所については、主として重症心身障害児を対象とする事業所との人員配置等の差を踏まえて、相対的に低い報酬が設定されている。【表1】

【表1】区分別比較表

	主として重症心身障害児を対象	区分1	区分2
利用者の状態	主として重症心身障害児	指標該当障害児が全体の50%以上	指標該当障害児が全体の50%未満
人員配置基準	・嘱託医 ・看護職員 ・児童指導員又は保育士 ・児童発達支援管理責任者 各1人以上 等	・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 障害児10人に対して2人以上 (うち半数以上は児童指導員又は保育士) ・児童発達支援管理責任者 1人以上 等	
基本報酬(※)	892~1,754単位	660単位	612単位

※利用定員10人以下で授業終了後のサービス、区分1・区分2においては営業時間が3時間以上の場合

(2) 区分別の平均収支差率  
調査の結果、区分1・区分2の事業所については、主として重症心身障害児を対象とする事業所と比較して、平均収支差率が高くなっており、特に区分1の平均収支差率については著しく高いことが確認された。このことより、現行の基本報酬が利用者の状態の違いによるコストの差をきめ細かく反映できていない可能性がある。【図1】

【図1】区分別平均収支差率



※【図1】の箇所数・割合は、区分別の回答事業所数及び回答件数全体に占める割合。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 利用者状態別の経営状況

区分1・区分2の事業所の平均収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率(3.9%(令和元年経営概況調査))を大きく上回っている可能性(注)があることを踏まえ、次期報酬改定において、利用者の状態別の報酬については、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図るべきである。

(注) 令和元年経営概況調査と今回の調査結果は、質問項目の相違により、「収入」「支出」の範囲が異なりうるため、収支差率の単純な比較はできない点に留意する必要がある。



総 括 調 査 票

調査事案名 (21) 障害福祉サービス等報酬

②調査の視点

2. 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

放課後等デイサービス事業所は、常時見守りが必要な就学児への支援等の強化を図るため、人員配置基準上必要となる従業員数に加え、児童指導員等を加配する場合、児童指導員等加配加算を取得できることから、当該加算の取得状況別の経営状況に関する調査を行った。

【調査対象年度】  
平成30年度

【調査対象先数】  
平成31年3月1日時点で放課後等デイサービスの指定を受けている事業所(令和2年4月1日時点で、当該サービスを休止・廃止している事業所は除く。)

調査対象先数：12,819箇所  
有効回答：5,375箇所  
有効回答率：41.9%

※「③調査結果及びその分析」の図1及び図2における箇所数については、一部の無効回答を除外しているため、上記有効回答箇所数とは合致しない。

③調査結果及びその分析

2. 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

(1) 児童指導員等加配加算の報酬設定  
児童指導員等を1名加配した場合、加配した職員の職種に応じて加算Iを取得ことができ、区分1の事業所については、さらに1名加配した場合、加算Iに加え加算IIを取得することができる。【表2】

【表2】区分別児童指導員等加配加算報酬一覧

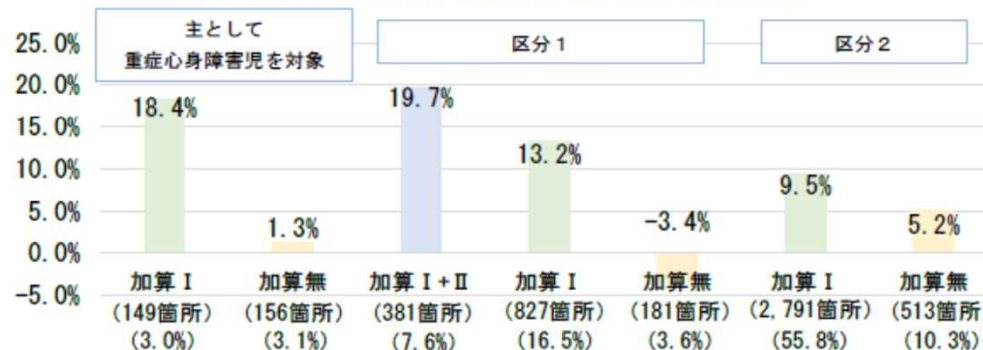
	主として重症心身障害児を対象	区分1	区分2
加算I	理学療法士等 209~418単位 児童指導員等 155~309単位 その他の従業者 91~182単位	理学療法士等 209単位 児童指導員等 155単位 その他の従業者 91単位	
加算II	取得不可	理学療法士等 209単位 児童指導員等 155単位 その他の従業者 91単位	取得不可

※利用定員が10人以下の場合

(2) 児童指導員等加配加算の取得状況別の平均収支差率  
調査の結果、児童指導員等加配加算を取得している事業所については、当該加算を取得していない事業所と比べて平均収支差率が高く、特に、区分1の事業所において加算I及び加算IIの両方を取得している場合の平均収支差率が著しく高くなっていることが確認された。また、当該加算による報酬は、放課後等デイサービス事業所全体の報酬額の約16.8%(\*)を占めていることから、加配に必要なコストを適正に反映できていない可能性がある。【図2】

※国民健康保険団体連合会への請求情報より算出(令和元年12月サービス提供分)

【図2】区分別・児童指導員等加配加算取得状況別平均収支差率



④今後の改善点・検討の方向性

2. 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

児童指導員等加配加算を取得している事業所の平均収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率(3.9%(令和元年経営概況調査))を大きく上回っている可能性(注)があること踏まえ、次期報酬改定においては、児童指導員等加配加算については、職員の処遇状況等も適切に踏まえつつ、加配に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図るべきである。

(注) 令和元年経営概況調査と今回の調査結果は、質問項目の相違により、「収入」「支出」の範囲が異なりうるため、収支差率の単純な比較はできない点に留意する必要がある。

# 令和2年障害福祉サービス等経営実態調査結果の概要(各サービスの収支差率)

サービスの種類	平成29年 実態調査	令和2年調査 実態調査		サービスの種類	平成29年 実態調査	令和2年調査 実態調査	
	平成28年度 決算	令和元年度 決算	対28年度 増減		平成28年度 決算	令和元年度 決算	対28年度 増減
訪問系サービス				相談系サービス			
居宅介護	5.9%	5.3%	0.6%	自立生活援助		2.7%	
重度訪問介護	7.9%	5.9%	2.0%	計画相談支援	1.0%	0.5%	0.5%
同行援護	5.3%	5.1%	0.2%	地域移行支援	4.2%	3.0%	1.2%
行動援護	6.5%	4.0%	2.5%	地域定着支援	1.7%	5.2%	3.5%
日中活動系サービス				障害児相談支援	0.5%	1.5%	2.0%
短期入所	3.8%	4.0%	0.2%	障害児通所・訪問サービス			
療養介護	3.3%	1.6%	1.7%	児童発達支援	4.8%	1.2%	3.6%
生活介護	5.3%	8.9%	3.6%	医療型児童発達支援	0.0%	1.3%	1.3%
施設系・居住系サービス				放課後等デイサービス	10.9%	10.7%	0.2%
施設入所支援	4.8%	6.3%	1.5%	居宅訪問型児童発達支援		0.3%	
共同生活援助 (介護サービス包括型)	9.2%	7.3%	1.9%	保育所等訪問支援	0.4%	0.5%	0.9%
共同生活援助 (日中サービス支援型)		11.5%		障害児入所サービス			
共同生活援助 (外部サービス利用型)	6.8%	6.3%	0.5%	福祉型障害児入所施設	0.0%	0.2%	0.2%
訓練系・就労系サービス				医療型障害児入所施設	2.2%	1.9%	0.3%
自立訓練(機能訓練)	2.1%	1.3%	0.8%	全サービス平均(参考)			
自立訓練(生活訓練)	9.2%	6.4%	2.8%	全体	5.9%	5.0%	0.9%
就労移行支援	9.5%	5.5%	4.0%				
就労継続支援A型	14.2%	4.2%	10.0%				
就労継続支援B型	12.8%	6.0%	6.8%				
就労定着支援		2.9%					

収支差率 = (障害福祉サービス等の収益額 - 障害福祉サービス等の費用額) / 障害福祉サービス等の収益額

- ・ 障害福祉サービス等の収益額は、障害福祉サービス等事業収益、借入金利息補助金収益及び本部からの繰入の合計額
- ・ 障害福祉サービス等の費用額は、障害福祉サービス等事業費用、借入金利息及び本部への繰入の合計額

注1：サービスの種類に「 」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため参考数値として公表している。

注2：重度障害者等包括支援については、有効回答数が極めて少ないため公表の対象外としている。

障害福祉サービス等経営実態調査等における放課後等デイサービスに関する収支差率の比較(特別集計結果)

1. 放課後等デイサービス(区分別)の1施設・事業所当たりの収支差率

令和2年経営実態調査(令和元年度決算)	
区分1	区分2
+14.4% (99か所)	+10.2% (334か所)

財務省予算執行調査(平成30年度決算)		
主として重症心身障害児を対象	区分1	区分2
+3.9% (316か所)	+13.9% (1,398か所)	+8.4% (3,628か所)

2. 放課後等デイサービス(区分別・サービス提供時間別)1施設・事業所当たりの収支差率

令和2年経営実態調査(令和元年度決算)			
区分1の1	区分1の2	区分2の1	区分2の2
+14.2% (93か所)	+17.8% (6か所)	+10.7% (317か所)	0.7% (17か所)

3. 放課後等デイサービス(区分別・児童指導員等加配加算の有無別)1施設・事業所当たりの収支差率

令和2年経営実態調査(令和元年度決算)			
区分1		区分2	
加算有	加算無	加算有	加算無
+14.7% (93か所)	+1.8% (6か所)	+11.8% (303か所)	16.0% (31か所)

財務省予算執行調査(平成30年度決算)						
主として重症心身障害児を対象	区分1			区分2		
加算	加算無	加算 +	加算	加算無	加算	加算無
+18.4% (149か所)	+1.3% (156か所)	+19.7% (381か所)	+13.2% (827か所)	3.4% (181か所)	+9.5% (2,791か所)	5.2% (513か所)

区分1の加算有には児童指導員等加配加算( )と( )を含む。



## 【論点2】 放課後等デイサービスの対象拡大

### 現状・課題

平成30年地方分権改革推進提案において、放課後等デイサービスの利用対象について、現行の「学校」に加え、専修学校に通う児童を対象とするよう提案が出されている。

・児童福祉法第6条の2の2 第4項

4 この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

提案自治体等からの意見では、中学卒業後に、高校に進学せずに、専修学校等へ進学した障害児が念頭に置かれており、具体的には、以下のような意見が付されている。

- ・ 障害児の進学先等で、放課後等デイサービスの利用ができないことのないよう、公平に市民対応できるように改善して欲しい
- ・ 中学卒業後に、高校に進学しなかった(できなかった)障害児についても、療育が必要であれば、利用できるようにすべき
- ・ インターナショナルスクール等に在籍する児童で、放課後等デイサービスが利用できなかった事例がある 等

提案も踏まえ、令和元年度障害者総合福祉推進事業「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究」における市町村を対象としたアンケートの中で、専修学校・各種学校に対象を広げることに関する調査を実施(有効回答率61.9%)。

- ・ 中学卒業後、放課後等デイサービスの利用を希望したが、専修学校・各種学校に進学したため、放課後等デイサービスの利用が終結した利用者の有無: 有り1.6%(放課後等デイサービス利用者で中学卒業者のあった自治体n=788のうち、13自治体)
- ・ 中学卒業後、放課後等デイサービスの利用を継続するために、専修学校・各種学校に進学をしなかった利用者の有無: 有り0.3%(放課後等デイサービス利用者で中学卒業者のあった自治体n=788のうち、2自治体)
- ・ 専修学校、各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望がある児童の有無: 有り2.7%(回答自治体n=1078のうち、29自治体)
- ・ 専修学校・各種学校の在籍児童を対象とすべきと回答した市町村: 18.4%(どちらともいえないが69.2%)

## 論 点

平成30年地方分権改革推進提案を踏まえ、専修学校・各種学校に通う児童を放課後等デイサービスの対象に加えることについて、どう考えるか。

## 検討の方向性

提案自治体の意見にもあるとおり、学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないかと。

一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないかと。

これらの点や、調査研究の結果も踏まえ、専修学校又は各種学校に通う児童を放課後等デイサービスの対象に加えることについて、どう考えるか。

< 第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(令和2年10月5日)におけるアドバイザーからの意見 >

- ・ 学校と連動した支援の実施が求められる前提がある点からも、制度のあり方自体の議論を行った上で対象拡大を検討した方がよいのではないかと。
- ・ 学校と放課後等デイサービスの事業所がしっかりと連携することを条件に、専修学校なども対象に含めるべきではないかと。
- ・ そもそも放課後等デイサービスとはどういうものなのかを改めて議論しないと、対象者の拡大にも影響してくるので整理が必要ではないかと。
- ・ 放課後等デイサービスは、余りにも多様化している中で、できた当初の目的に沿おうとして、いろんな矛盾が生じているのではないかと。学校との連携について多く指摘がされているが、そういうことが果たされ、十分な効果が得られるのか、慎重な議論が必要なのではないかと。
- ・ 学校側の意見も聞いて、慎重な検討の参考にするとよいのではないかと。



## 検討の方向性(続き)



報酬改定検討チームの意見も踏まえ、放課後等デイサービスが果たすべき役割等、制度のあり方を今後検討する中で、本論点についても検討すべきではないか。

この検討の方向性については、令和2年11月9日の社会保障審議会障害者部会で報告済み。

# 放課後等デイサービス利用対象児童の拡大に関する検討経緯

## 平成30年地方分権推進改革提案

### < 求める措置の具体的内容 >

現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

### < 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）（平成30年12月25日閣議決定） >

放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 第99回社会保障審議会障害者部会(令和2年3月4日:持ち回り開催)

### < 検討の方向性（抜粋） >

対象児童の拡大に伴う財政影響等を考慮せず、報酬改定の議論の枠外で対象拡大の要否について結論を出すことは、放課後等デイサービス全体の報酬のあり方に影響を与える恐れがある。

放課後等デイサービスの利用対象として専修学校に通う児童を新たに追加することについて現時点では困難と暫定的に結論付けたうえで、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスの報酬のあり方全体の中で検討することとしてはどうか。

## 第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(令和2年10月5日)

### < 検討の方向性（抜粋） >

提案自治体の意見にもあるとおり、学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わらないと考えられるのではないか。

一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないか。

第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(令和2年10月5日)

第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チームで頂いたご意見を事務局において整理したもの

< 主な意見 >

中学卒業後に多様な道を選ぶ障害児が増えている中で、今後使えるサービスを検討していく必要がある。放課後等デイサービスには、学校と連動した支援の実施が求められる前提がある点からも、制度のあり方自体の議論を行った上で対象拡大を検討した方がよいのではないか。

放課後等デイサービスの対象拡大について、専修学校などの児童を排除することは余りいいことではない。学校と放課後等デイサービスの事業所がしっかりと連携することを条件に、専修学校なども対象に含めるべきではないか。

放課後等デイサービスは何を行う場所であるのかという方向性が、社会情勢も含めて変わってきている。保護者のレスパイトや一時預かりということがメインになるような傾向がある。そもそも放課後等デイサービスとはどういうものなのかを改めて議論しないと、対象者の拡大にも影響してくるので整理が必要ではないか。

放課後等デイサービスは、余りにも多様化している中で、できた当初の目的に沿おうとして、いろんな矛盾が生じているのではないか。その象徴的な論点として、各種学校等に通っている方たちの受け入れということがあるのではないか。そのニーズがあるという場合に、何らかのサービスを提供しなければいけないと思うが、できた当初にその事業が想定していた範囲を超えるようなサービスを求められる場合がある。学校との連携について多く指摘がされているが、そういうことが果たされ、十分な効果が得られるのか、慎重な議論が必要なのではないか。

障害児を受け入れている専修学校、各種学校に幾つかヒアリング等を行って、どのような連携が障害児の方の自立につながるか、つまり、専修学校、各種学校に放課後等デイサービスのニーズがあるのかどうか。学校側の意見も聞いて、慎重な検討の参考にするとよいのではないか。

検討の方向性

報酬改定検討チームの意見も踏まえ、放課後等デイサービスが果たすべき役割等、制度のあり方を検討する中で、本論点についても検討すべきではないか。

## 【論点3】 放課後等デイサービスの提供時間等に合わせた報酬単価の設定

### 現状・課題

「令和2年地方分権改革に関する提案募集」において、放課後等デイサービスについて、短時間(30分未満)のサービス提供を行った場合でも長時間の場合と同様に報酬が算定される。このため、制度の趣旨にそぐわない極端な短時間のサービス提供が行われ、個別支援計画に定める質の高いサービスが提供されないおそれがあるとして、実際のサービス提供時間等に合わせた基本報酬単価を設定するよう提案が出されている。

短時間の利用について、報酬の減算をしている例としては、生活介護について、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割以上である場合、所定単位数の70%を減算することとしている(短時間利用減算)。

### 論 点

実際のサービス提供時間等に合わせた基本報酬単価を設定することについて、どう考えるか。

一方、短時間の支援と長時間の支援のどちらを高く評価すべきかは、一律に判断することができない( )中で、実際のサービス提供時間の長さに応じて基本報酬単価を設けることについて、どう考えるか。

〔 長時間生活全般にわたり集団で療育する方法と、短時間で個々の障害児に応じて個別に療育する方法を比較したときに、どちらを高く評価すべきかを判断することは困難。 〕

個々の利用者について、実際にサービス提供を受けた時間に応じて報酬を算定することとした場合に、一人一人の実際のサービス提供時間に基づき報酬を請求することになると、請求事務が繁雑になり、事業所の事務負担が増加する点について、どう考えるか。

また、療育の必要性の有無にかかわらず長い時間の支援が増えること等が想定されるが、どう考えるか。

生活介護の報酬算定の例を参考に、短時間の利用について報酬を減算することについて、どう考えるか。

## 検討の方向性

上記の論点も踏まえ、実際のサービス提供時間に合わせた基本報酬を設定することについては、関係者の意見を聞きつつ検討することとしてはどうか。



今回の報酬改定では、利用時間を考慮している生活介護の例を踏まえ、予め市町村が利用児童等の状況にかんがみ個別に30分以下のサービス提供の必要性を認めた場合や、やむを得ない場合を除き、短時間(例えば30分以下)のサービス提供については報酬(基本報酬及び加算)を算定しないこととしてはどうか。

## 通所サービスにおける時間に応じた報酬設定の例(概要)

### < 放課後等デイサービスの場合 >

#### サービス提供時間に応じた報酬基準

区分1の1(3時間以上の場合)

区分1の2(3時間未満の場合)

「提供時間」とは、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設置される単位の数を乗じた数。

#### 開所時間減算

##### 学校休業日における運営規程に定める営業時間が、6時間未満の場合の減算

・開所時間4時間未満 所定単位数の70%を減算

・開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を減算

「運営規程に定める営業時間」とは、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間。送迎のみを行っている時間は含まれない。

### < 生活介護の場合 >

#### 短時間利用減算

前3月における利用者のうち、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割以上である場合 所定単位数の70%を減算

・「利用時間」には送迎のみを実施する時間は含まれない。

・送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。

・利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により5時間未満の利用となった利用者を除く。

#### 開所時間減算

##### 運営規程に定める営業時間が、6時間未満の場合の減算

・開所時間4時間未満 所定単位数の50%を減算

・開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の70%を減算

「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれない。個々の利用者の実利用時間は問わない。

< 介護保険の通所介護の場合 >

所要時間に応じた報酬基準

(通常規模型通所介護費の例)

- (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
- (2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
- (3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
- (4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
- (5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合
- (6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

所要時間は、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。